

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の設置について（改正案）

改正後	改正前
<p>1. 設置の趣旨</p> <p>「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト胚研究に関する審査専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>1. 設置の趣旨</p> <p><u>「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト胚研究に関する審査専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>委員会は、次に掲げる業務を実施する。</u></p> <p><u>(1) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚の生殖補助医療研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。</u></p> <p><u>(2) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。</u></p> <p><u>(3) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生</u></p>

2. 検討事項

(1) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究の実施に当たり、研究計画の策定又は研究計画の変更について、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の指針への適合性について審査を行うこと。

(2) その他、

3. 委員構成

(1) 医学研究者（遺伝性・先天性疾患研究）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。

(2) 委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。

(3) 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。

(削除)

(削除)

科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。

(4) その他指針の運用に関して厚生労働大臣が必要と認めること。

(新設)

2. 構成

医学研究者（生殖補助医療等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。委員及び委員長は、科学技術部会長が指名する。※

※厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条に基づく。

3. 設置の時期

平成23年4月1日（指針の施行日）

4. 会議等の取扱い

委員会の会議及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、又は知的財産権が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

4. その他

(1) 委員会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において
処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な
事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定
めるものとする。

る。

5. その他

本委員会は、文部科学省と連携を図りつつ行われるものとす
る。